

港長公示第1号

港則法第39条第1項の規定により、宇野港において、次のとおり航泊を禁止するので、港則法第39条第2項の規定により、公示する。

令和8年7月23日

宇野港長



宇野港第一突堤付近海域における航泊の禁止について

宇野港第一突堤付近海域において、玉野まつり花火大会が開催されるため、下記により船舶の航泊を禁止（花火大会関係船舶及び港長が許可した船舶を除く。）する。

記

1 期間

令和8年8月2日（日）1940から主催者により花火打ち上げ終了が告げられるまでの時間

2 区域

宇野港第二突堤防波堤灯台から真方位168度190mの位置を中心とする半径300mの円内海域

3 標識

区域明示のため、灯浮標4基（標体：黄色、単4秒に1閃光・光達距離4.5km）が設置される

4 備考

- （1）警戒中の巡視船艇及び海上保安官から指示があった場合はこれに従うこと。
- （2）花火大会が中止された場合、本制限は実施しない。

航泊禁止区域図

